

平成 27 年度第 3 回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成 27 年 (2015 年) 11 月 19 日 (木) 14 : 30 ~ 17 : 00

2 場 所 長野県庁 議事棟 404、405 号室

3 内 容

○ 議事

(1) 長野県環境影響評価技術指針及び技術指針マニュアルの改正について

(2) その他

4 出席委員 (五十音順)

梅 崎 健 夫

大 窪 久 美 子

小 澤 秀 明

片 谷 教 孝 (委員長)

亀 山 章

陸 齊

佐 藤 利 幸

塩 田 正 純

鈴 木 啓 助

富 樫 均

中 村 寛 志 (委員長職務代理者)

5 欠席委員 (五十音順)

中 村 雅 彦

野 見 山 哲 夫

花 里 孝 幸

事務局
寒河江
(県環境政策課)

ただいまから、平成27年度第3回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。
私は、しばらくの間進行を務めさせていただきます、長野県環境部環境政策課の寒河江と申します。よろしくお願いいたします。

委員会開会にあたりあらかじめお願い申し上げます。傍聴にあたりましては傍聴人心得を遵守してくださるようお願いいたします。また、報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入ります前に本日の欠席委員を御報告いたします。中村雅彦委員、野見山委員及び花里委員から都合により御欠席という御連絡をいただいております。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ、会議録も公表されます。ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、ご面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、条例の規定により、委員長が議長を務めることになっておりますので、片谷委員長、議事の進行をお願いいたします。

片谷委員長

皆様ご多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。

時間が限られていますので、早速議事に入らせていただきます。御協力のほどよろしくお願いいたします。

では、本日の会議の予定と配布資料について事務局から説明をお願いいたします。

事務局
仙波
(県環境政策課)

長野県環境部環境政策課環境審査係長の仙波と申します。よろしくお願いいたします。

事務局から、本日の会議の予定及びお手元の資料について、簡単に説明させていただきます。

本日の会議の予定ですが、最初に議事(1)の「長野県環境影響評価技術指針及び技術指針マニュアルの改正」について、資料1から資料4により事務局から説明し、御議論をいただきます。

続いて、議事の「その他」において、一般国道153号伊駒アルプスロードの計画段階環境配慮書について、資料5～資料7により事業者から説明し、御議論いただき、概ね17時には会議を終了する予定としております。

次に、本日の会議資料ですが、会議次第に記載のとおり、お手元に資料1から資料7を配布させていただいております。

資料1「長野県環境影響評価技術指針(案)」は、前回の委員会の御議論等を踏まえて技術指針(素案)を修正したものであり、補足資料として資料1-1～1-3を添付しています。資料2「長野県環境影響評価技術指針マニュアル(総論)」は、技術指針の改正を踏まえて修正したマニュアルの総論部分の修正案になります。資料3「長野県環境影響評価技術指針マニュアル(水象)」は、「温泉」に係る記載を追加したマニュアルの水象部分の修正案になります。資料4「長野県環境影響評価技術指針マニュアル(その他の環境要素)」は、その他の環境要素として新たに追加した「日照障害」、「電波障害」、「風害」、「光害」に係るマニュアルの修正案になります。

なお、その他の環境項目に係るマニュアルの修正については、既に一部の委員の方から御意見をいただいているところですが、個別に各担当委員の方と御相談をさせていただいた上で、12月の委員会において御審議いただく予定です。

資料5は、議事(2)のその他において審議をお願いする一般国道153号伊駒アルプスロードの計画段階環境配慮書であり、以前送付させていただいたのと同じものです。資料6は、事業者が作成した本日の説明資料を印刷したものであり、資料7は中村寛志委員からあらかじめいただいた御意見とそれに対する事業者の見解になります。なお、資料7の別紙については、非公開資料として委員の方のみ添付しておりますので取扱いには御留意願います。

事務局からの説明は以上でございます。

片谷委員長

ありがとうございました。手元の資料は揃っていますでしょうか。最後の別紙の資料は取扱注意ということですので、よろしく願いいたします。

それでは早速、議事の(1)「長野県環境影響評価技術指針及び技術指針マニュアルの改正について」、事務局から資料1の説明をお願いいたします。

事務局
仙波

資料1「長野県環境影響評価技術指針(案)」をお願いいたします。

こちらは、前回の御議論等を踏まえて修正した部分を黄色の網掛けでお示ししています。資料1-1として新旧対照表を付けていますので、こちらで説明をさせていただきます。一部、別紙のところで新旧対照表を付けていないものがありますので、そちらについては資料1の方で説明をさせていただきます。

資料1-1、新旧対照表ですが、こちらにも網掛けとなっている部分が前回の議論を踏まえて変更した部分になります。順次御説明いたします。

まず、「第1 趣旨」の2の変更については、配慮書手続が導入されたことに伴い、配慮書段階では「対象事業」が「計画段階配慮事業」、「対象事業実施区域」が「事業実施想定区域」と文言が変わりますので、その用語を追加した部分になります。

次に、「第2 環境影響評価等実施の基本方針」の1について、こちらにも対象事業だけではなく計画段階配慮事業を加え、2つの計画を合わせて事業計画という形にしています。そして、第2の2ですが、これまで「環境影響評価等を行うにあたり別紙に従い検討するものとする」としており、別紙にはミティゲーションの優先順位を記載していました。これだけだと内容が不足しているのではないかとということで、「各段階において対象事業等の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮を適切に行いその結果を事業計画に反映させるものとする」として、基本方針に相応しい内容になるように記載を修正いたしました。

次に2ページ、「第4 環境影響評価等の実施手順」において、新たに「1 配慮書の作成について」を追加いたしました。1の(2)のところ、前回、配慮書に関する技術指針に盛り込むべき内容として御了解いただいた内容のうち、位置等に関する複数案を設定しない場合はその理由を明らかにすること、単一案にする場合は理由を明らかにすること、という内容をこちらに記載しています。複数案には位置・規模の複数案と構造・配置の複数案がありますが、位置・規模の複数案を優先するという規定については技術指針には書きませんが、技術指針マニュアルに書く予定であり、また後ほど御説明いたします。計画段階配慮事項の選定については、1の(5)に「事業による環境影響の重大性に着目して選定をする」と書いており、重大な環境影響の回避・軽減を検討することとしています。

次に(6)アの調査について3ページ目、「調査については基本的に既存文献等により収集する」としていますが、ただし「重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、聞き取りや現地調査、踏査その他の方法により情報収集をする」と規定しています。続いて3ページ、イの予測ですが、こちらにも配慮書に盛り込む事項として「予測の不確実性の程度を整理する」と記載をしています。予測については可能な限り定量的に把握することを基本といたしますが、「定量的な把握が困難な場合は定性的な把握により行う」との記載にしています。そして、ウの評価の部分ですが「複数案ごとに選定をした計画段階配慮事項について環境影響の程度を整理し、それを比較することを基本とする」ということと、「複数案が設定されていない場合にはその案について重大な環境影響が回避されているかどうか評価を行う」との記載にしています。

次に(7)では、計画段階配慮事項の検討結果の活用について、これはいわゆるティアリングの規定ですが、配慮段階で行った調査結果等は方法書以降の手続で最大限活用するというのを記載しています。

次に2番からは方法書の作成になります。2の(1)のところで方法書について、「計画段階配慮事項の検討を行った場合には、配慮書の内容を踏まえるとともに、配慮書についての知事の意見を勘案し、住民意見に配慮して事業計画の概要を作成する」ということで、配慮書段階の手続が導入されたことに伴う修正を加えています。

続いて4ページですが、3番の準備書の作成の(4)予測を御覧ください。ここは、前回は御説明したように、「環境保全のための措置」についてこれまで「保全対策」という形で略していましたが、「環境保全措置」と略することが一般的となっていますので、以降「保全対策」の部分全てを「環境保全措置」に修正をいたしました。

次に5ページについては、一番下の5番として、今回の条例改正で新たに「事後調査計画書の作成」を規定いたしましたので、新たに項目を設けています。

続いて6ページにまいりまして、その事後調査計画書を受けて事後調査報告書を作成するというので、6として事後調査報告書の作成についての内容を追加しています。事後調査計画書に対して知事意見を述べるという規定を新たに設けていますので、「事後調査計画書に対する知事意見を勘案した上で、事後調査計画を再検討し、その計画に基づき事後調査を行なう」と修正をいたしました。そして(2)で「工事の実施中においては事後調査の状況に応じて講じられる環境保全措置の状況を整理し、供用開始後においては実施される全ての環境保全措置の状況について整理する」との記載に修正しました。これは、条例の中では、工事实施中については事後調査報告書とは別に「施工状況等報告書」を四半期ごとに提出していただく制度になっており、その中で全ての環境保全措置の状況を記載していただくようになっています。ですので、工事实施中に年1回提出する事後調査報告書においては、事後調査の結果に応じて講じる環境保全措置を記載してもらい、全ての環境保全措置については施工状況等報告書で記載をもらうという整理にしています。供用開始後、工事が完了した後は、四半期ごとの報告ではなく年1回の事後調査報告書1本に統一し、そこに全ての環境保全措置を記載していただくようにしていますので、このような記載にしています。そして、現行の「4 事後調査報告書の作成について」の部分で、(2)保全対策の見直しの記載がありますが、ここは削除をしています。こちらについては、事後調査結果に応じて保全対策を見直すというのはある意味当たり前のことで、それに代わる部分として改正案の6(3)イの(ウ)で「事後調査の結果に応じて見直した環境保全措置の内容」ということで、事後調査報告書の記載事項として、見直した環境保全措置の内容を書くという形で整理しています。

次に「第5 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定」ということで、こちらは配慮書段階で計画段階配慮事項を選定することについて、新たに追加した部分になります。1の文章の中ほどに「その結果及び理由を様式に準じてまとめる」とこととしており、計画段階配慮事項を選定した場合にその理由をきちんと明記することをこちらに記載いたしました。そして、7ページの3(2)で「計画段階配慮事項、調査、予測及び評価の手法の選定を行ったときは、その理由を明らかにできるように整理する」ということで、手法の選定についても選定理由を明記することを記載しています。

続いて第6、こちらは方法書以降の手続の中での環境影響評価項目や調査等の手法の選定の部分です。こちらで追加をしているのが、「工作物の撤去・廃棄が行われる場合」の部分です。こちらは工事中又は事業の実施後に工作物の撤去・廃棄が行われる場合に影響要因として整理するとの記載をしています。これまでも環境要素と影響要因を整理する様式の中で「工作物の廃棄・撤去」という記載はありましたが、指針の本文上もしっかりと明記いたしました。そして8ページ、4(4)「専門家等の助言を受けたときは、その内容及び専門家等の専門分野を明らかにし、整理するものとする。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする」という記載をしています。こちらはこれまでも事業者に求めていた内容ではありますが、技術指針上、記載されていなかったもので、しっかりと明記しました。こちらは、配慮書の段階でも同様の記載を追加しています。

続いて11ページをお願いいたします。「第9 環境保全措置の検討」の「2 環境保全措置の検討に当たっての留意事項」の(1)ですが、環境保全措置の検討については「検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容を明らかにできるように整理」とし、「配慮書での比較を行った場合には、複数案を絞り込む段階でどのように検討がなされ回避・低減が図られているのかの検討の内容を明らかにする」ことを明記し、配

慮書手続及びその後の段階ごとの環境保全措置を整理することを求めています。

次に12ページを御覧ください。「第11 事後調査計画」ですが、こちらにも新たに設けた項目になります。こちらは、準備書、評価書に記載する事後調査計画の記載と事業着手前に作成する事後調査計画書の記載に共通する内容として設けた項目となります。「1 事後調査の項目の選定」のところで「事後調査の項目の選定は、予測及び評価の結果の不確実性が高い項目、環境保全措置の効果が不確実な項目又は工事中若しくは供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする項目について、影響の重大性について客観的かつ科学的に検討して選定する」と記載をしています。こちらは、今まで事後調査の実施で書いていた内容を、新たに設けた事後調査計画に移した内容になります。そして13ページにまいりまして、(2)で事後調査の手法を選定したときに、環境影響評価の項目の選定と同様にその理由を明らかにできるよう整理することを記載していますし、(4)では専門家の助言を受けた場合にその専門家の専門分野や所属機関の種別について明らかにするよう努めるものとしており、環境影響評価の段階と同様の規定を設けています。御覧のページの右側の現行のところで、第10「事後調査」の「2 事後調査の項目の選定」の削除をしていますが、こちらが先ほどの事後調査計画へ移した部分となります。

続いて14ページの別表第1をお願いいたします。こちらは環境影響の評価の対象とする環境要素の部分です。前回、その他の環境要素として日照障害、電波障害、光害を一番下の欄に追加することを事務局案としてお示しし、併せて他県の状況等を御説明いたしました。その中で地熱発電を想定した内容となりますが、「温泉」についても環境要素として項目に加えるべきではないかという御意見を鈴木委員よりいただきました。こちらは、表の小区分のところに入ってきますので明示はしていませんが、具体的な環境要素として水象の中に「温泉」という項目を新たに設け、整理をいたしました。別表第3や様式の方には記載をしていますし、後ほど説明するマニュアルにも温泉の記載を追加しています。そしてもう一点、その他の環境要素の中に「風害」を追加いたしました。こちらは基本的には高層建築物を想定して、ビル風と呼ばれるような局所的な強風や通風障害等を対象とする項目になります。本県の場合は高層建築物を条例対象事業としていませんが、他県の状況をいろいろ調べるなかで、必ずしも高層建築物を対象事業としていなくても風害を環境要素として設けている県がいくつかあることが分かりました。今回、私どもの条例改正の中でも、「工作物の用に供する一団の土地の造成」という形で、事業の種類を明示しない対象事業を新たに設けました。今後、こちらで高層建築物が伴うような対象事業が出てくる可能性も否定できないため、今回「その他」の中で新たな環境要素として追加いたしました。

次に15ページを御覧ください。別表第2、予備調査に係る項目ということで、計画段階配慮事項や環境影響評価の項目の選定等を行う際に、予め予備調査を行います。その予備調査の調査内容を自然的状況、社会的状況に分けてそれぞれ記載をしています。その中で修正点として、先ほど申し上げた水象の中に温泉を加えましたので、予備調査の内容としても河川、湖沼、地下水だけでなく温泉を加えています。そして、その他の環境要素として追加をした、日照障害等の部分についても「日影の状況、電波の状況、照明環境等の状況、風害の状況」とそれぞれ対応する項目を追加しています。

最後に16ページになります。前回、亀山委員からの御指摘で、現行では右側にありますようにミティゲーションを「回避、最小化、修正、低減、代償」と5つの内容に分けていましたが、分かりやすく整理したほうが良いのではないかと御指摘をいただきました。他県の状況等を調べるなかで、やはり5つに分けているのはかなり稀なケースであり、今回、一般的な内容として左側の改正案にありますように「回避、低減、代償」の3つに整理する形で修正いたしました。今までの最小化の内容も含めて低減のところに盛り込み、内容として「実施規模又は程度を制限することにより、若しくは発生した影響を何らかの手段で軽減又は消失させることにより、影響を低減する」と修正をしています。

続いて資料1の12ページ、別表3を御覧ください。こちらは環境要素ごとに調査・予

測の手法をまとめた表です。このうち、騒音について新たなマニュアルが出ていますので、その内容を追加、修正いたしました。次に裏面の13ページを御覧ください、水象のところで新たな環境要素として地下水の下に「3 温泉」を加えています。温泉の調査内容としてそれぞれ記載を追加していますので、御確認いただき御意見をお願いできればと思います。

次に16ページにつきましては、その他の環境要素のところで「日照障害、電波障害、光害」を追加し、今回さらに「風害」を追加いたしました。

次に17ページ、こちらの様式は影響要因と環境要素の整理を行うための様式であり、環境影響評価項目の選定のほか計画段階配慮事項の選定でも使用いたします。こちらでは水象のところの小区分として「温泉」を加えたことと、一番右側のその他の環境要素のところに「日照障害、電波障害、風害、光害」を追加しています。左側の影響要因では、「存在・供用による影響」のところにも「工作物の撤去・廃棄」を新たに項目として明示いたしました。

以上、技術指針の改正について、主な改正点や前回からの修正点について御説明をいたしました。事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。資料1及び資料1-1につきまして、御質問や御意見を承ります。梅崎委員どうぞ。

梅崎委員

資料1-1の15ページの別表第2について、温泉が新たに加わっておりますが、社会的状況の利用状況の中に、温泉についての記載はいらないのでしょうか。

もう一つ、水質に関連して、資料1の17ページの環境要素の中に地下水質という項目がありますが、こちらに温泉の成分についての記載はいらないのでしょうか。

事務局
仙波

温泉の利用状況について、後ほどマニュアルの部分で説明しますが、水象における利水として対象にするのではなく、レクリエーション利用として捉えて、触れ合い活動の場で整理することとしております。

また、地下水質と同様に温泉の成分を水質の対象にするかどうかについてですが、水象の中で温泉の成分についても整理する形を考えています。

梅崎委員

例えば別表第2において、温泉の利用状況をどのように扱うかはこの表では分かりにくいので、その旨を記載した方がいいのではないかと思います。

もう一つ、水質において温泉の成分の追加が必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

片谷委員長

温泉については、鈴木委員の御意見でしたが、いかがでしょうか。

鈴木委員

水象では地下水については水量という観点で議論して、水質では地下水質として議論することとしています。そのため、温泉についても地下水と同様に分類した方が分かりやすいのではないかと思います。

事務局
仙波

地下水質については環境基準がありますので水質での検討が必要となりますが、温泉については環境基準がないので、温泉の成分をどのように扱うのが難しいと思われます。

鈴木委員

温泉の成分が変化すると当然ながら地下水や河川水に影響が出ます。そうなるとそのような観点から必要ではないかと思われませんが、難しいところです。

事務局
仙波

その部分についてはもう少し検討をさせていただきます。

片谷委員長	<p>トンネル上に工作物がある場合には、温泉の成分が変化することはあり得る話だと思いますが、それを予測する手法があるのかという部分も問題になってきます。これはペンディングにしましょう。もう少し文献等の知見があればそれも参考にし、あるいは他県で温泉を扱っている県の事例なども見ていただいて、来月検討しましょう。</p> <p>その他に意見はありませんか。私も少し気になった点があります。今回、事後調査の計画というのを独立させたところですが、第11に記載している事後調査の手法と第12の事後調査の方法はどのような区別をしているのでしょうか。</p>
事務局 仙波	<p>事後調査計画の手法というのは分析方法等に特化した内容で、事後調査の方法については、調査結果の評価をする上での必要な内容を位置付けていますが、確かに委員長がおっしゃるように区別があいまいなところがあります。今まで第10の事後調査に記載してあった内容のうち、今回は事後調査の項目の選定の部分だけを事後調査計画に移しましたが、ここはもう少し検討したいと思います。</p>
片谷委員長	<p>事後調査の部分については、結果の取扱いを記載して、方法、地点及び期間というのは事後調査計画の部分で記載する形で検討してはいかがでしょうか。</p> <p>他の御意見や御質問を承ります。小澤委員どうぞ。</p>
小澤委員	<p>事後調査についてですが、事後調査計画、事後調査報告の公表についての記載は、技術指針の中で必要ないのでしょうか。</p>
事務局 仙波	<p>技術指針の位置付けは、事業者がアセス手続を行うに当たっての調査等の技術的な指針です。事後調査計画等の公表の手続は条例改正で導入する部分ですが、県が行う手続であれば県の事務処理要領で定めたり、事業者が関係する手続であれば取扱要領を定めたりしています。技術指針は技術的な事項に限定して記載しているものですので、どのように公表するのかという事務的な手続の部分については、技術指針に記載していません。これは今までの方法書等の公表についても同様です。</p>
片谷委員長	<p>何れにしても、公表に関する記載は技術指針以外の部分で記載されているということですね。他の御意見はありますか。中村寛志委員どうぞ。</p>
中村寛志委員	<p>今回、事後調査の結果の評価についても盛り込まれているかと思いますが、例えば、資料1の15ページの動物の欄の調査の方法で「現地調査によりその状況を」と記載がありますが、評価する場合にその個体が確認されたか、されなかったかだけの評価では甘いと思います。個体数の変化等で評価することは検討しているのでしょうか。今後、マニュアルの内容をどのように修正していくのかをお聞きしたいと思います。</p>
事務局 仙波	<p>技術指針のこの部分は事後調査における調査を想定して記載している訳ではありませんので、御指摘のとおり記述が不足している部分はあります。今回、事後調査の内容を充実しましたので、必要となる部分についてはマニュアルの中で記載したいと考えております。今後御相談させていただきたいと思います。</p>
中村寛志委員	<p>マニュアルの中で数的な評価の記載をするのであればよいかと思います。</p>
片谷委員長	<p>ここでいう「状況」について、個体数等の内容も含んだ形でマニュアル等に記載した方がよいという御意見だと思います。</p> <p>他の御意見を承ります。亀山委員どうぞ。</p>
亀山委員	<p>先ほどの事後調査についてですが、資料1-1の12、13ページで第11が事後調査計画</p>

で、第 12 が事後調査ですが、一般的には大きな項目として事後調査があつて、その中に事後調査計画があるかと思ひます。ここの記載は検討した方が好いと思ひます。

また、事後調査計画の部分で「事後調査計画は調査、予測、環境保全措置の検討～」と記載されていますが、事後調査の項目の選定では予測及び評価の不確実性とされています。一般的には事後調査が必要とされるのは、調査段階、予測段階、評価段階及び環境保全措置の効果の不確実性の問題がある場合についてですので、記載するのであれば調査の不確実性についても記載した方が好いと思ひます。

もう一つは 16 ページに記載されている「環境に対する影響緩和」というのは、「環境保全措置」としてもよいのではないのでしょうか。

事務局
仙波

技術指針での事後調査計画及び事後調査の並びについてですが、先ほどの片谷委員長からの御指摘もごさいますので、併せて検討させていただきます。

また、調査の不確実性についても加える形で修正したいと思ひます。

最後の「環境に対する影響緩和」についてですが、この言葉はマニュアルにおいて評価の観点として、環境基準との比較による評価と、ミティゲーションの考え方に沿った評価を記載していますので、検討させていただきたいと思ひます。

片谷委員長

環境保全措置という言葉とは別の意味合いで使われているようであり、マニュアルとの関連もありますので、次回に説明していただきたいと思ひます。

他に御意見はありますか。今日が最後の審議ではありませんので、お気づきの点がございましたら、また御指摘をお願いします。一旦、この資料 1 に関する質疑を打ち切らせていただきます。

資料 2～4 を通して事務局から説明をお願いします。

事務局
仙波

先ほど、資料 1-2 と 1-3 の説明をしませんでした。申し訳ございません。簡単に説明させていただきます。

資料 1-2 は、前回、配慮書の手続の関係で技術指針に盛り込むべき内容として御了解をいただいた事項のうち、マニュアルで対応するもの、技術指針には記載しないものを参考として記載したものです。

この中の 1 番目、「配慮書の実施時期」について、第 1 回の技術委員会で梅崎委員から、できるだけ適切な時期で配慮書の手続が行なわれるように工夫をすべきとの御意見をいただきました。マニュアルの中では「できるだけ複数案の設定が可能な時期から実施することが望ましい」との規定を設けようと考えています。

前回、亀山委員から道路事業等でルート帯から絞り込むようなものを複数案として認めるのかとの御意見をいただきましたが、こちらマニュアルの中で例示の形で明確にしていく予定です。

2 番目の複数案の優先事項は、先ほど申し上げるように、マニュアルの中で「位置・規模」の複数案を「配置・構造」の複数案より優先するとの規定を設ける予定です。

3 番目の、ゼロ・オプションの関係も、ゼロ・オプションの説明やゼロ・オプションを設定しない場合の理由を明記することをマニュアルに記載する予定です。

これらは、マニュアルの総論部分に書く予定ですが、配慮書部分の施行は来年の 10 月 1 日となっていますので、マニュアルについては段階的に改正をすることを考えています。技術指針は配慮書部分の改正を含めてまとめて改正する予定ですが、マニュアルの配慮書部分の改正については、ただ今申し上げたような形で記載する予定であることを承知していただければと思ひます。

次に資料 1-3 については、前回、佐藤委員から環境要素の数の合計を設けておけば分かりやすいのではないかと御指摘をいただいたので、合計欄を追加いたしました。長野県は「27」となり都道府県では最多となります。政令市を含めると堺市や相模原市など多いところがありますが、長野県は多くの環境要素を対象にするようになりますので、参考に御覧いただければと思ひます。

それでは、資料2に移らせていただきます。今申し上げたように配慮書の規定はまだ盛り込んでいませんが、マニュアルの総論部分の記載が資料2になります。0-1ページで配慮書の記載がありませんので方法書からになりますが、基本方針のところで環境基本計画にも配慮するとの記載があります。環境基本計画が第3次計画に改正されていますので、その改正内容に合わせて修正したのが0-1から0-2ページの内容となります。

次に、環境影響評価の実施手順のフローを設けています。この中では0-3ページに事後調査計画書の作成段階のフローを追加しています。基本的には準備書の段階で事後調査計画を記載してもらい審査をしますが、事業着手時までには時間を要するような場合や、周辺環境の状況が変化することもありますので、そのようなことを把握した上で再度、事後調査の項目、手法を再検討し事後調査計画書を作成します。そして、事後調査計画書に対して知事意見を申し上げ、事後調査計画を再検討した上で確定し、それに基づき事後調査を実施するというフローを追加しています。

続いて0-4ページ、こちらで事業計画の概要として明らかにすべき事業計画の内容を事業区分ごとに整理をしています。今回の条例改正で、風力発電所だけだった対象事業を「電気工作物の建設」として発電所の種類を追加しています。その関係で、一番下の「発電所の出力」「敷地面積」、ページをめくっていただき、「形質変更面積」「発電所関連施設の概要」の4つについて全ての電気工作物の共通の内容として記載し、それ以降は「水力発電所」「地熱発電所」「風力発電」「太陽光発電所」「送電線路」の個別の項目を例示しています。次の0-6ページでは、今回、新たに対象事業として加える「工作物の用に供する一団の土地の造成」について事業計画として明らかにすべき内容を追加しています。

次に改正の主な内容として0-19ページを御覧ください。こちらに事後調査計画について追加しています。先ほど御意見をいただいたので、並びが変わる可能性があります。下半分に技術的事項として事後調査の項目について記載をしています。こちらは以前まで、事後調査に記載していた内容ですが、青字で書いてあるところは全て事後調査の記載から移してきた内容になります。

続いて0-23ページから「2 環境要素について」として、各環境要素の影響評価の基本的な考え方をまとめています。こちらの修正は、大気質の環境基準が設定されている物質に「微小粒子状物質 (PM2.5)」を追加した部分と、水質のところで「1,4ジオキサン」を環境基準項目として追加しています。次に隣の0-24ページで水象の中に「温泉」を追加し、「地下工事、地下構造物の存在、施設の稼働等に伴う温泉の揚湯、排除、遮断等によって生じる湧出量等の変化による影響を評価」することを記載しています。

次に0-26ページからその他の環境要素として「日照障害」「電波障害」「風害」「光害」について、それぞれ影響評価の基本的な考え方を追加しています。日照障害に関して、前回、他県の環境要素について御説明しました。風車の影という項目を独自に設け、風力発電所について別に整理している県もありますが、日照障害の中に風力発電所の存在に伴うシャドーフリッカーの影響を明記し、その関係も日照障害の中で見ていく形で整理しています。

続いて0-32ページをお願いいたします。「4 環境保全措置の検討」では、先ほど御説明したように、今までの5つの項目を「回避」「低減」「代償」の3つに整理をしましたので、それに伴う変更をしています。

0-34ページの低減のところを、主に「最小化」と「低減」の内容としましたので、図で言いますと今まで最小化だった図を「実施規模又は程度の制限」としてこちらに移し、今までの低減は「発生した影響の軽減又は消失」の図として残しています。

0-35ページにまいりまして、実際の手法について例示をしている部分がありますが、こちらについては、最小化の部分と、修正の部分も「法面緑化」や「防音壁の設置」の例示がありましたので、それぞれ割り振り記載をしています。

そして0-37ページ、先ほど少し申し上げましたが、評価の考え方として、環境に対する影響緩和(ミティゲーション)の考え方による評価ということで、マニュアルに記載をしています。その中の評価の手順として、今まで5つの段階の記載をしていま

したが、こちらでも最小化の部分を低減に盛り込んだということで記載の修正をしています。「低減の検討は、複数の案を比較検討、あるいは実行可能なより良い技術が導入されているかの検討などの観点から行う」というような形でまとめています。

そして0-38ページのフローチャートですが、こちらでも「回避」「最小化」「修正」「低減」「代償」と段階が多かったものを、0-39ページに三段階での整理をしています。

続いて0-41ページから0-42ページにかけては、先ほど申し上げたように、事後調査計画のところに項目の選定を移した関係で削除をしていますが、先ほどの技術指針の内容についての検討がありますので、それに併せて少し修正を行う可能性があります。こちらはまた次回、修正したもので御覧いただきたいと思えます。

0-45ページ以下がそれぞれの段階の関係書類の作成上の留意事項ということで方法書からまとめています。0-49ページに新たに事後調査計画書の作成の項目を設けています。そして0-50ページが事後調査報告書の作成となり、こちらでも条例改正、規則改正に併せて記載内容を変更しています。事後調査計画書に対する知事意見を勘案して修正した部分があればその内容を記載してもらおうということで、事後調査報告書の様式例の囲みの中の、6番、7番の内容を追加しています。

7-7については、先ほど少し触れましたが、事後調査報告書とは別に工事中については四半期ごとに対象事業の実施状況や環境保全措置の状況を「施工状況等報告書」として提出していただいていますので、事後調査報告書と内容の違いが分かるように記載を追加しています。

その後、A3折り込みで様式が付いています。この中で参考として、道路事業、ゴルフ場、廃棄物焼却施設について事例が多いものを参考として例示を記載しています。今回、今までゴルフ場であった部分について太陽光発電所として記載例を変更してはどうかと考え、修正をしています。こちらについて、他の事例が無いなかで整理をしたため、十分な検討がなされていない部分もありますので、本日、御意見をいただくか、後日いただければと思います。こちらの記載例について少し説明をさせていただきます。元々ゴルフ場のものを直したということで修正箇所を見ていただきたいのですが、工作物の存在による影響がありますが、こちらは太陽光パネルの存在となります。環境要素の「温室効果ガス」について、廃棄物焼却施設でも排熱を利用した発電をするような場合は、そうした観点で温室効果ガスの評価も行っていますので、太陽光発電についてもそのような観点での評価の部分の項目を追加しています。「光害」のところでも丸を付けていますが、こちらは後ほど触れますが光害の中で太陽光の反射光についても見ていこうと考えていますので、主にその観点から丸を付けています。そして、影響要因の「騒音・振動の発生」のところですが、直流、交流を変換するためのパワーコンディショナーの設置が太陽光発電の場合必要になります。それが騒音・振動の発生源になることがありますので、環境要素の「騒音」「振動」「低周波」について標準項目として設定をしています。そして、影響要因の「工作物の撤去・廃棄」のところですが、太陽光パネルはずっとそこに存在するというわけではなく、固定価格買取制度の20年が終わった後に撤去されることが事業計画として予定されている場合がありますので、1つは太陽光パネルが放置されることによる土壌汚染等の影響が考えられますし、パネルの廃棄そのものに対する廃棄物等のところの評価を加えています。そのような観点から太陽光発電についてこちらの表を整理したいと考えていますので、御意見等いただけるようお願いいたします。

続いて資料3をお願いいたします。資料3は水象のところに「温泉」を項目として追加しており、その内容を中心に御確認していただければと思います。温泉に関して、7-1(1)の考え方では県内の温泉の状況について記載を追加した上で、(2)環境要素のところでは、温泉の直接的な変化による影響や湧出量等に対する影響の観点から評価を行うことを記載しています。7-2(2)予備調査の項目として、温泉に関しては「温泉の分布の概況、主成分、温度及び湧出量等を調査する」ことを記載し、7-3ページの③地象の状況に温泉に対応した内容として「地熱貯留槽の分布」を加えています。⑥法令等による指定及び規制等の状況のところでは、温泉法に基づく「国民保

養温泉地」を記載しています。7-6ページには、温泉への主な影響要因として造成工事と地熱発電施設の存在が考えられるので、このような観点で環境影響評価の項目とするかどうかを判断する旨を記載しています。7-7ページでは、その項目を重点化するか簡略化するかの判断について、当然、地熱発電については重点化して検討を行なうことを記載していますし、立地条件として温泉に影響を与えるような場所に設置される場合には重点化項目として扱うこととしています。

先ほど申し忘れましたが、7-2ページの環境要素の表で、河川、湖沼、地下水の利水及び水面利用を水象で扱うことを整理している中で、一番下のところで「レクリエーション利用については触れ合い活動の場で扱う」としていますので、温泉の利用という観点に関しては触れ合い活動の場での評価とすることになります。したがって、水象で扱う利水、水面利用については、こちらに書いてあるような水道水源、農業用水、漁業利用等の水面利用に限って評価を行うことになります。

戻っていただき、7-8ページ、温泉等を環境要素として選定する考え方について、基本的に地下水に準じて定めています。そして、7-9ページでは調査内容を記載していますが、こちらも基本的に地下水の内容に準じており、一部温泉に対応した内容に変更しています。このような記載で不足部分がないか御確認いただければと思います。

次に7-13ページ、こちらに具体的な調査の方法を記載しています。温泉について「温泉の分布」「温泉の湧出量、温度」「温泉の成分」について記載をしています。地下水の内容に準じているところもありますし、温泉について、例えば「鉱泉分析法指針」といったものもありますので、そのような内容を記載しています。

そして、影響の予測の方法ですが、7-18ページの「直接的な影響に伴う水象の変化」の中に温泉の内容を追加して、「温泉について、地熱発電所の発電に利用する地熱貯留槽と既存源泉の温泉帯水層や蒸気層との関係の有無について、地質、地熱構造の観点から総合的に解析し、地熱流体の採取及び熱水の還元に伴う既存温泉等に係る環境影響を予測する」という記載にしています。予測に使用するモデルですが、これまで、河川、湖沼、地下水のモデルを記載していましたが、温泉に関しては7-20ページのところで、地熱流体流動モデル「温泉水や地熱流体の温度や圧力、地下水情報を基に、温泉及び地熱流体の生成機構等を説明したもの」と説明をしています。こちらについても御意見をいただければと思います。水象については以上です。

続いて資料4ですが、今回、新たに追加する日照障害、電波障害、風害、光害について「その他の環境要素」として新たに章を追加したものです。

19-1ページではそれぞれの考え方を簡単に記載しています。日照障害について、先ほども申し上げたように、風力発電所の存在に伴うシャドーフリッカーの問題については、日照障害の中で捉えるということで、「風車の影」という別立てした環境要素としては設定をしていません。

光害については、前回、塩田委員からもビルの反射光によるドライバーへの影響という話もありましたので、光害の定義として通常は「人工光の不適切な使用」だけのことが多いですが、「工作物による反射光」についてもこちらに加え、太陽光発電の場合の反射光もこちらで見えるようにしています。そしてその下に、他の都道府県などを参考にさせていただき「環境影響評価では、光害による動植物に対する環境影響の手法が確立していないことから、人の活動に対する影響を対象とする。ただし、照明による重要な種への影響が想定される場合など、特に必要と判断される場合にあっては、「植物」、「動物」、「生態系」の該当する環境要素に係る項目において、環境の保全のための措置を記載する」としています。この部分はこれまでも照明による昆虫への影響について環境保全措置を記載してもらっている例があります。そして最後の部分ですが、亀山委員から可視光以外の電磁波についても対象とすべきとの話がありましたので、「また、事業実施区域周辺において、可視光以外の電磁波の影響を受ける懸念のある人の活動が行われている場合は、必要に応じて環境影響評価の対象とする」ということで、可視光以外もその地域の特性に応じて対象にする、ということも記載をいたしました。

後は細かく説明はいたしません、他県で詳細に定めているところがあまりなく、事

例としては多くないのですが、基本的に他県の記載ぶりを参考にそれぞれ調査、予測の手法について記載をしています。

日照障害の部分について必要があるところでは、シャドーフリッカーの内容もそれぞれ記載をしています。光害の反射光についても、例えば19-10ページで予測の対象時期として「反射光及び可視光以外の電磁波に関する周囲への環境への影響は、対象事業に係る供用後で事業活動が定常状態に達した時期を対象とする」というような形や、19-12ページでは反射光における予測の方法として「時間別に反射光の到達する範囲を、コンピューターシミュレーション等により予測する」という形で適宜記載をしています。事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。冒頭で事務局から説明がありましたとおり、本日審議していただくのは総論、温泉を加えた水象及びその他の環境要素の部分になります。
梅崎委員どうぞ

梅崎委員

資料2の総論の0-1、0-2ページになりますが、ここに地域環境と地球環境が記載されていて、その後に環境、水大気環境、自然環境という言葉が出てきますが、そもそも水大気環境と自然環境の違いは何かというところがあります。また、騒音や悪臭といったものは生活環境といいますが、それはどうなっているのか。その辺を整理した方が良いのではないかと思いますがいかがでしょうか。

事務局
仙波

こちらの文言は環境基本計画の文言をそのまま記載しています。確かに委員の御発言の様に分かりづらい部分はあるかと思えます。用語解説等の追加を検討したいと思います。

片谷委員長

環境省が作成している技術ガイドでも生活環境と自然環境の2区分になっており、それに加えて廃棄物を中心とする循環型社会で構成されています。ここも事務局で検討いただきたいと思えます。
陸委員どうぞ。

陸委員

資料2の総論の0-6ページに「工作物の用に供する一団の土地の造成」が追加されていますが、この事業を対象にした意図を説明していただきたいと思えます。

事務局
仙波

こちらは今回の条例改正において追加した対象事業になりますが、これまで本県で対象にしていた土地の造成の事業は、目的を特定した上で規模を設定して対象事業としております。そのため、新たな目的の土地造成事業には対応できなかった経緯がありますので、事業の目的を問わない造成事業を対象とすることで、そういった部分にも対応できるように設けました。

陸委員

事業の目的が特定されている土地の造成があった場合は、今までの対象事業に設定していた土地の造成事業の中で判断していくということでしょうか。

事務局
仙波

アセス手続きを行う上で、どの対象事業の区分で取扱うかについてアセス手続きに入る段階で決めることにはなりますが、基本的にはそのように整理しています。

片谷委員長

鈴木委員どうぞ。

鈴木委員

総論の0-5ページの太陽光発電所はパネルの設置面積のみを記載していますが、狭い面積における事業では高さなどもあると思えますので、面積だけではなく、パネルの高さも必要ではないでしょうか。

片谷委員長	パネルの最大高さで良いですか。事務局はいかがですか。
事務局 仙波	長野県の場合は雪の影響もあるので、その分高くするという事も考えられますし、パネルの角度等もありますので、それらを追加することを検討します。
片谷委員長	パネルの全体の面積だけではなく、一枚の大きさというのにも必要かもしれません。検討をお願いします。鈴木委員続きをどうぞ。
鈴木委員	水象に係る内容ですが、7-9 ページの温泉について、②の湧出量、温度の他に、電気伝導度、pH を追加して、③で陽イオン、陰イオン等とした方が良いと思います。pH については、温泉を利用する人で関心がある方もいるので記載は必要だと思います。また、水素イオン濃度は陽イオンに含まれるので、記載の必要はありません。
事務局 仙波	そのように修正いたします。
片谷委員長	亀山委員どうぞ。
亀山委員	資料2の0-32 から0-34 ページでは図で例示していますが、この場合、保全すべき環境にも程度の違いがあります。一般的に猛禽類等であれば、営巣木からどの程度離れているかによって、保全措置の程度が異なり、それは図面に二重の円で示されます。高利用域等の営巣中心域ではより保全の重要度が高まります。そのため、この図面において一重の円で示すのではなく、保全の重要度の程度が分かるように工夫したほうが良いかと思われまます。 0-54 ページの太陽光発電所の記載例について、工作物の撤去・廃棄後の対応は検討しなくてよいのでしょうか。例えば、森林地域を伐採して設置した場合は工作物の撤去・廃棄後には緑化を実施していただく必要があると思います。撤去・廃棄後のケアがないと、動植物、生態系、景観等への影響は大きいと思われまます。
事務局 仙波	保全措置の図面については記載方法を検討します。 太陽光発電所に係る内容ですが、存在・供用時を二段書にするなど、パネルの撤去・廃棄後の要因も含めて検討するようにしたいと思います。
片谷委員長	例えば、採石場などでは事業の終了後の緑化までアセス図書に記載するようになっているので、それらを参考にすればよいと思います。 保全措置の図面は二重丸にすると分かりやすくなるかもしれませんね。 塩田委員どうぞ。
塩田委員	行政用語と学術用語が総論の中で錯綜しているようなので、用語の解説集などを追加してはいかがでしょうか。例えば「環境エネルギー」などは一般にはない言葉ですので、解説を付けた方がよいと思います。 また、19の「その他の環境要素」についてですが、電波障害のみが具体的に調査内容等が示されていますが、その他の項目については詳細に示さなくてよいのでしょうか。電波障害の様にしっかり記載するのであれば、その他の項目についても記載を見直すべきだと思います。内容について記載しないのであれば、参考文献という形で、最後に記載するなど、バランスを取った方がよいと思います。
事務局 仙波	用語については、先ほどの梅崎委員の御指摘もありましたので、用語解説の様なものを検討します。 19の「その他の環境要素」についてですが、他県のマニュアル等を参考に作成する中

で、なかなか参考にする文献が見つからず苦労しているところです。できるだけ参考文献も含めてマニュアルの中に盛り込みたいと思いますので、また御相談させていただきたいと思います。

片谷委員長

日照障害や風害等は大都市圏のマニュアルでは文献等は詳しく書かれているかと思っておりますので、そういったものを参考にさせていただきたいと思っております。

まだ、御意見等はいろいろあるかと思っておりますが、そろそろ時間も厳しくなってきましたので、追加の御意見は今月末までに事務局にいただければと思っております。それから手法に関する参考文献等もありましたら事務局までお願いします。

続いて、その他の議事について事務局から主旨の説明をお願いいたします。

事務局
仙波

一般国道153号伊駒アルプスロード計画段階環境配慮書について経過等を簡単に説明させていただきます。

本事業は環境影響評価法に基づく第1種事業となりますが、改正前の条例では配慮書に対する知事意見を述べる際に技術委員会の意見を聴くことを規定していませんでした。改正後の条例では、技術委員会の意見を聴く旨の規定を設けたところですが、法対象事業の配慮書に係る規定は来年1月13日から施行されます。そのため、本日の審議はあくまで任意の手続として実施するものであることを御了承願います。

次に、本事業に係る経過ですが、一般国道153号伊駒アルプスロード計画段階環境配慮書については、環境影響評価法に基づき、事業主体である長野県建設部が10月29日に公告し、12月14日までの1か月半の期間、県庁、伊那建設事務所、伊那市、駒ヶ根市、宮田村など6か所で縦覧に供しており、同時に、県のホームページにも掲載されています。

また、法の規定にはございませんが、事業者による説明会が11月12日から11月17日までの間で計4回開催されました。

住民の皆様などからの配慮書に対する環境保全の見地からの御意見については、事業者が窓口となり10月29日から12月14日までの期間において受け付けています。

なお、配慮書に関する知事意見については、12月28日までに提出するよう求められているところです。そのため、技術委員会の場での審議は今回のみとさせていただき、メール等で必要な調整をさせていただいた上で、意見を決定したいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。事務局からの説明は以上でございます。

片谷委員長

ありがとうございました。

条例が改正されて施行になる前の案件で任意の手続ということですが、県が事業者であり、今後の事業に対する模範になるのではないのでしょうか。

では早速、資料5から資料7の説明を事業者からお願いいたします。

事業者
猿田
(県道路建設課)

長野県建設部道路建設課企画幹の猿田と申します。本日は県の道路事業に関して、御説明の機会をいただき誠にありがとうございます。

この国道153号は愛知県名古屋市と長野県塩尻市を結ぶ一般国道で、県の南部、伊那谷においては地域の生活、産業を支える幹線道路として、また同時に、並行する中央自動車道の代替道路として整備の促進を強く求められています。このため、国及び県で積極的に道路事業を進めていますが、駒ヶ根市から伊那市の間については事業の着手に至っておらず、地元から早期の計画の策定や事業化を求められています。これが伊駒アルプスロードとなります。本道路計画に関して、平成23年から住民参加をいただきながら計画作りを進めてきました。ようやく本年度、道路事業では全国で4例目となる計画段階環境配慮書を作成し、この度環境影響評価法の手続に入らせていただきました。事業者の県としては、配慮書さらには方法書以降のEIAを通じて環境保全に十分配慮した道路計画を策定し、事業の実施を目指してまいります。本日は伊那建設事務所、配慮書作成業務を実施いたしました株式会社千代田コンサルタントも同席させていただいて

事業者
増澤
(県道路建設課)

います。では、道路建設課から配慮書について御説明いたします。

長野県建設部道路建設課担当係長の増澤と申します。一般国道153号伊駒アルプスロード、計画段階配慮書について御説明申し上げます。御手元の資料5とスクリーンを合わせて御覧いただければと思います。スクリーンの内容は御手元の資料6のとおりで、資料5と同じ内容となっています。

それでは資料5の1ページと合わせてスクリーンを御覧ください。事業名称、一般国道153号伊駒アルプスロード、事業予定者の名称は長野県、代表者の氏名は長野県知事阿部守一、住所は長野県長野市大字南長野字幅下692-2です。第1種事業の目的及び内容です。事業の経緯ですが、一般国道153号は伊那谷の骨格を成すとともに、中央自動車道の代替路ともなる広域的な幹線道路であり、伊駒アルプスロードは伊南バイパスと伊那バイパスを結ぶ道路です。右側の図を御覧ください。まず、2-1ですが平成23年度から平成24年度にかけて学識経験者等で構成された第三者委員会である「伊駒アルプスロード検討委員会」を4回、その委員会の間に住民説明会を18回、住民アンケートを3回、さらに平成25年度には各地区の代表者等で構成された「天竜川右岸地区住民検討会」を4回開催し、ルートに関する検討、並びに意見や提案をいただてきました。その上で計画段階におけるプロセスの透明性、客観性、合理性や公平性を確保しながらルート帯の選定を進め、平成27年3月に伊駒アルプスロード検討委員会第5回目、さらに天竜川右岸地区の住民検討会に報告した上で住民説明会を計8回開催し、説明をしてきました。4月には住民説明会を4回開催し、3月の説明会でいただいた意見に対する県の考え方と、今後の進め方について説明し、5月には伊那市、駒ヶ根市、宮田村の関係市村長会議を開催し市村長の意見を聴取いたしました。

資料2ページをお願いいたします。事業の目的です。当該地域における国道153号は慢性的に渋滞をしており、自然災害や事故等による障害発生時には緊急輸送機能が確保されていません。また、中央自動車道の通行止め時には国道153号は渋滞が発生し、高速道路の代替道路としても機能をしていない状況です。さらに、平成39年のリニア中央新幹線の開業にあわせて、リニアの整備効果を広く県内に波及させるため、当該区間の道路整備が求められています。こうした課題を解決する手段として、当事業の目的は①混雑の解消、②円滑で安全な交通の確保、③災害に強い道路網の構築を目的として事業を実施するものです。次の表の2-1は今、申しあげました事業の目的を表で整理したものです。

続いて事業の内容です。事業実施想定区域の位置ですが、駒ヶ根市の北の原付近から伊那市の青島付近、こちらの図の2-2に示すとおりとなります。国道153号は、名古屋市が起点となっていますので、本事業の起点は図の下の南側、伊南バイパスとの接続点で、図の上の北側、伊那バイパスの接続点を終点としています。

続いて3ページをお願いいたします。事業の規模は、道路延長が11km、車線数は4車線となります。その他事業に関する事項で、位置等に関する複数案として事業の目的や交通、環境、地域への影響、事業性を踏まえて設定しています。複数案の設定にあたっての考え方として、事業の目的である混雑の解消、円滑で安全な交通の確保、災害に強い道路網の構築の達成を目指し、さらにリニアの整備効果を広く波及させる複数案として駒ヶ根市の北の原と伊那市の青島を結ぶ2案を設定いたしました。表の2-2にルート帯の概要を示していますが、現道活用ルート、そして天竜川沿いルートとも始点・終点は同じで先ほど御説明したとおりとなります。何れも車線数は4車線で、道路の延長は現道活用ルートが11km、天竜川沿いルートが11.5kmとなります。

4ページ目、計画段階評価における複数案の位置図です。図面の右側が北側になります。図の中央に天竜川が北から南へ流れています。図の上の方、西側に中央自動車道が走っています。これと並行するかたちでピンクの線で書いていますが、国道153号が通っています。起点側が伊南バイパス、終点側が伊那バイパス、それぞれの接続点となり、現道を活用する現道活用ルート、そして天竜川沿いを通る天竜川沿いルートの2ルートを設定しています。

事業者
伴野
(県道路建設課)

続いて5ページ以降は担当係長伴野より御説明申し上げます。

長野県道路建設課計画調整係担当係長の伴野と申します。事業実施想定区域及びその周囲の概況を説明いたします。5ページを御覧ください。まず、自然的状況を把握した結果を表の3-1、自然的状況を把握した文献資料等は6ページから8ページの表の3-2、位置等については13ページの図3-1、3-2に示しています。それでは、自然的状況について6項目を把握しています。まず気象について、伊那地域気象観測所で過去10年間の気象概況を把握いたしました。年平均気温が11.8℃、年降水量が1,493mm、年最多風向は南南西、年平均風速は2.6m/sです。次に大気質ですが、一般環境大気測定局の伊那局で測定されている二酸化窒素と、浮遊粒子状物質の平成21年度から平成25年度までの5年間の経年変化を把握しています。二酸化窒素については年平均値0.008～0.011ppmであり、この間全ての年度で環境基準を達成しています。浮遊粒子状物質は年平均値0.012～0.021mg/m³であり、こちらも全ての年度で環境基準を達成しています。次に騒音ですが、平成25年度に駒ヶ根市内の2箇所、伊那市内の2箇所で測定された騒音値を把握しています。結果、昼間は61～70dB、夜間については56～61dBとなり、いずれも環境基準を達成しています。振動、風害、超低周波音についての調査結果はありませんでした。

続いて、水象、水質、水底の底質、その他の水に係る環境の状況です。水象ですが主要な河川として、天竜川、三峰川があります。水質について、天竜川の1地点と三峰川の1地点において平成26年度の測定結果を把握しています。こちらでは生物化学的酸素要求量と溶存酸素は環境基準を達成していますが、天竜川での水素イオン濃度、浮遊物質、大腸菌群数、三峰川での水素イオン濃度と大腸菌群数が環境基準を超過していました。水底の底質に係る調査結果はありませんでした。その他として、地下水の測定結果を把握しています。駒ヶ根市と伊那市の16箇所における平成25年度の地下水測定結果によると、伊那市小沢の2箇所で1,2-ジクロロエチレン、駒ヶ根市下平、同市赤穂及び伊那市美篤の5箇所でトリクロロエチレン、駒ヶ根市赤穂及び伊那市美篤の4箇所でテトラクロロエチレンが増加していました。又、駒ヶ根市赤穂及び伊那市手良沢岡の3箇所で硝酸性窒素、亜硝酸性窒素が環境基準を超過していました。その他の項目については環境基準を達成しています。なお、宮田村については地下水の測定箇所がありませんでした。

3つ目、土壌及び地盤の状況です。土壌について、平成27年8月現在、伊那市でほう素及びその化合物が基準不適合により、土壌汚染対策法に指定された区域がありました。地盤沈下に係る調査結果はありませんでした。

続いて6ページを御覧ください。4つ目の地形及び地質の状況については、日本の地形レッドデータブックにより天竜川右岸の「河岸段丘」と「新期断層」を把握いたしました。こちらは、カテゴリーの選定基準②、Cランクに位置付けられています。地質については主要な地質として沖積層及び変成岩類、礫層がありました。

5つ目として動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況についてですが、まず動物について、主要な動物としてレッドデータブックによる絶滅危惧IB類の「ミヤマシジミ」長野県版レッドデータブックによる絶滅危惧IA類の「セッカ」及び準絶滅危惧の「イカルチドリ」「ホオアカ」が生息していると把握いたしました。植物についてですが、主要な植物として宮田村指定天然記念物の「中越の榎の木」伊那市指定天然記念物の「ヤエヤマツツジ」を把握いたしました。生態系について、主に天竜川、三峰川、太田切川、小黒川沿いに見られる段丘に分布する樹林、畑地、草地等の中に生態系が成立している事を把握いたしました。

6つ目として、景観及び人と自然との触れ合い活動の状況についてですが、景観として、主要な眺望点としてサンセットポイント100選に選定されている「ふるさとの丘」及び「中央道伊那スキーリゾート」を把握いたしました。主要な自然景観資源として「中央アルプス」と「南アルプス」「伊那峡」そして主に天竜川、三峰川、太田切川で形成された「河成段丘」があると把握いたしました。人と自然との触れ合い活動の場につい

ては「津島神社」「天竜リバーランド」「北の城址公園」「三峰川サイクリングロード」「三峰川堤防の桜並木」があります。この把握に用いた文献については6ページから8ページに一覧でまとめています。

次に9ページ社会的状況ですが、社会的状況を把握した結果を表3-3にまとめています。1つ目の人口及び産業の状況について、人口は長野県全体で213万人のうち、駒ヶ根市、宮田村、伊那市で約5%の人口を占めています。又、産業につきましては駒ヶ根市、宮田村、伊那市で長野県全体の工業製品出荷額の5.1兆円の内、約6%を占めています。

2つ目、土地利用の状況については、山林の他、田、原野が多くなっていると把握しています。

3つ目の河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況についてですが、天竜川水系上流部では、取水されている河川水の約9割が発電用水で占められており、水道用水、工業用水の占める割合が少ないと把握しています。上水道における河川水の割合は、駒ヶ根市が95.9%、宮田村が44.6%、伊那市が15.2%であり、長野県全体の26.3%に比べると駒ヶ根市、宮田村が高く、伊那市が低い状態となっています。上水道における地下水の割合は、駒ヶ根市が4.1%、宮田村が55.4%、伊那市が84.8%で、長野県全体の62.9%に比べると伊那市が高く、駒ヶ根市、宮田村で低い状況となっています。

4つ目の交通の状況については、主要な道路として「中央自動車道西宮線」「国道153号」「国道361号」主要地方道「伊那生田飯田線」があります。また、鉄道としては「JR飯田線」が存在しています。

5つ目の学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況としましては、駒ヶ根市、伊那市に人口集中地区があると把握しています。その他にも多数の集落が形成されています。又、多くの学校、病院がある事を把握しています。

6つ目の下水道の整備の状況については、駒ヶ根市が94.6%、宮田村が100%、伊那市が90%となり、長野県全体と比べると宮田村では高く、駒ヶ根市、伊那市では低い状態となっています。

7つ目の環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況は、1として都市計画法により定められた用途地域として事業実施想定区域に用途地域が定められている事を把握しています。

10ページを御覧ください。環境基本法の騒音については駒ヶ根市と伊那市で指定されています。宮田村には指定はありませんでした。7の騒音規制法についても駒ヶ根市と伊那市では指定されていますが、宮田村には指定はありませんでした。8の土壤汚染対策法について、指定された区域があると確認しています。次に12の文化財保護法に関して、県指定天然記念物、市指定天然記念物、村指定天然記念物があることを確認しています。

次に11ページを御覧ください。19番、都市緑地法に関わる事として、駒ヶ根市で「駒ヶ根市緑の基本計画」があることを確認しています。伊那市でも「伊那市環境基本計画」があることを確認しています。宮田村については緑地保全及び緑地の推進に係る基本計画はありませんでした。20番、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律に係るものとして鳥獣保護区の区域がある事を確認しています。22番、景観法に関しては駒ヶ根市、伊那市で景観計画があることを確認しています。宮田村には現在、景観計画はありません。次に24番、その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況として、文化財保護条例第三十条で指定された史跡がある事を確認しています。以降、11、12ページについては社会的状況を把握するために用いた文献資料の一覧を記載しています。

次に13ページですが、只今の自然的状況と社会的状況で把握した事を記した資料となります。13ページでは重要な動物等がメインとなっています。

14ページを御覧ください。14ページについては用途地域等、面的に指定されているものを記した資料となります。

続いて15ページを御覧ください。計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価結果

を取りまとめたものとなります。まず、選定についてですが、文献やこれまでの検討委員会等に加え、住民アンケートを実施しています。そのような情報を元に重大な影響を受ける恐れのある環境要素を検討し、今回、計画段階配慮事項を選定いたしました。アンケートの結果は右のとおりですが、住民の意見として道路整備の際に配慮してほしい環境項目として、「生活環境の改善効果、影響配慮」「自然環境への影響配慮」の割合が高くなっています。具体的には地響きの問題や振動で家が揺れる、史跡を潰さないでほしいといった意見があり、超低周波音、振動及び重要な史跡等に配慮することが望まれているとの結果になっています。

続いて下に配慮事項として選定する環境要素とその理由を示しています。まず、環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境要素として、大気環境の「大気質」「騒音及び超低周波音、振動」の2つを選んでいきます。いずれも自動車の走行に伴って発生する排ガスや騒音等が環境影響に及ぼすものとして選定をいたしました。

次に生物の多様性の確保及び自然的環境の体系的保全に関する環境要素として、「動物」「植物」「生態系」の3つを選定しています。こちらは道路の存在に伴い環境影響を及ぼす恐れがあるため、選定をいたしました。

続いて参考のその他「重要な史跡」として、こちらも道路の存在に伴い環境影響を及ぼす恐れがあるため、参考として選定をしています。なお平成27年3月、4月の住民説明会において、選定項目に「景観」を求める意見がありました。事業実施想定区域及びその周辺に重要な名勝等が存在しないため、上記の計画段階配慮事項には含めず、方法書以降の手続でルート案に対する予測、評価を検討していきたいと考えています。

次に16ページをお願いいたします。計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の手法についてですが、事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法としています。1つ目、調査については既存資料に基づき、計画段階における環境配慮が必要な対象である検討対象の位置、分布を把握する方法としています。予測については、環境の状況の変化を把握する手法としています。評価については環境影響の程度を整理する方法としています。

以下、表の4-3が調査、予測、評価の手法をまとめたものになります。「大気質」「騒音及び超低周波音、振動」については、市街地、集落と複数案の位置関係を把握することを予測手法とし、評価手法は回避又は通過の状況を整理・比較するとしています。「動物」「植物」については、生息地と複数案の位置関係を把握することを予測手法とし、評価手法として想定区域内に含まれるか否かの状況を整理・比較するとしています。「生態系」について、予測手法として都市公園及び自然公園と複数案の位置関係を把握し、評価手法として回避又は通過、分断の状況を整理・比較するとしています。

それでは、17ページを御覧ください。計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の結果を18ページの表の4-4にまとめています。選定された環境要素のルートごとの影響程度がこちらの表にあるとおりです。まず、現道活用ルートについては、市街地・集落を通過するものと予測しています。天竜川沿いルートは、概ね回避するものと予測しています。また「大気質、騒音、超低周波音、振動」につきましては、天竜川沿いルートの方が現道活用ルートよりも小さいと評価しています。「動物」については、動物の重要な種の生息地に影響を与える可能性はありますが、現道活用ルートのほうが天竜川沿いルートより与える影響は小さいと評価しています。又、「植物」についても同様に天竜川沿いルートよりも現道活用ルートのほうが与える影響は小さいと評価しています。最後に「生態系」につきましては、いずれも生態系の保全上重要であって、まとも存在する自然環境に影響を与える可能性は小さいと評価しています。「重要な史跡」については、両方とも史跡に影響を与える可能性があるとして評価しています。

現在、ルート帯の段階ですが概略的な位置を今後、決定していく段階ではできる限り重要な動物の種の生息地や重要な植物の生息地、生態系の保全上重要であって、まとも存在する自然環境や重要な史跡を避けて計画していきたいと考えています。各評価項目については、回避あるいは低減されない恐れがある場合につきましては、今後の環境影響評価の中で調査・予測・評価を行い、必要に応じて適正な環境保全措置を検討し

てまいりたいと考えています。以上で説明を終わりとさせていただきます。

片谷委員長

ありがとうございました。この委員会で事業者に配慮書の内容を説明いただくのは任意の手続になりますので、委員会での説明に応じてくださったことを御礼申し上げます。

それでは御説明のありました内容について、委員の皆様から質問を承りたいと存じます。梅崎委員どうぞ。

梅崎委員

位置関係を教えていただきたいのですが、事業の目的の一つに高速道路の代替道路と記載されていますが、高速道路から伊駒アルプスロードまでのアクセスはどうなっているのでしょうか。その際に、伊駒アルプスロードの交通量の予測等はされているのでしょうか。

事業者
猿田

高速道路と伊駒アルプスロードの位置関係について御説明します。

19 ページの図面で御説明しますと、南側になります図面の左側に駒ヶ根 I C があります。そこから縦に伸びている青い線が主要地方道の駒ヶ根駒ヶ岳公園線になりまして、これが国道 153 号と接続しております。次に、北側になります図面の右側に伊那 I C から延びる主要地方道の伊那インター線があり、国道 153 号と接続します。なお、駒ヶ根 I C と伊那 I C の間の小黒川 P A ではスマート I C 化の計画があり、小黒川 P A と国道 153 号との接続は一部市道、一部県道という形になります。

交通量については、少々確認の時間をいただきたいと思います。

片谷委員長

それではその間に、複数案についてお聞きしたいのですが、南側では 2 案が出ておりますが、北側については複数案になっておりません。これはこの地域ではこのルート以外にあり得ないという判断のためでしょうか。

事業者
猿田

平成 23 年から平成 24 年にかけて検討委員会を実施してきております。その他に住民検討会や地区への説明会の実施、さらにはアンケートを実施しております。その過程におきまして、当初、北側につきましても 2 案ありましたが、北側部分につきましては、地元から現在のルート帯のほうが望ましいという御意見が圧倒的でした。その過程を通じて、北側のルート帯を現在のものとしております。なお、南側につきましては、B ルートの方が多かったのですが、宮田村の村内に限って言えば、A ルート、B ルートともに意見が拮抗している状況ですので、現在の 2 案としております。

片谷委員長

手法としては P I の手続をされたということですね。今回は任意の手続という形であり、再提出を指示するつもりはありませんが、P I の手続をされたのであれば、そういった手続についても配慮書に記載すべきです。P I の手続等で実施した内容による複数案の絞り込み等を記載するとより分かりやすいですし、地域の理解をある程度得られているという判断にもなります。そういった部分の説明があればよりよかったことを感想として述べておきます。

交通量の件は何か分かりましたか。現況と計画交通量を想定されているものがあれば示していただければありがたいと思います。

事業者
猿田

現在の国道 153 号の交通量は一日で 2 万台弱です。これに対して、伊那バイパスの計画交通量になります。2 万 7 千台弱を想定しています。

片谷委員長

4 車線道路ができるのと高速料金の節約のために移ってくる車両があるので交通量が増えるということで良いですね。

事業者

現道から転換してくる車両が主になってきます。

猿 田

片谷委員長

その他に災害時や中央道の通行止めになった場合の迂回路としての役割が期待されているから、計画交通量がそんなに多くなくても必要性は高いと判断されているということですね。

事業者
猿 田

現在でも国道 153 号は交通量が超過している訳でもありますし、御指摘のとおり、迂回路としての道路もなくてはならないと考えております。

片谷委員長

塩田委員どうぞ。

塩田委員

確認ですが、新しいルート帯の沿線のところに第1種低層住居専用地域はありますか。

事業者
猿 田

天竜川沿いのルートの場合、第1種低層住居専用地域とルート帯は重なりません。

塩田委員

環境省では新たな道路を構築する際には第1種低層住居専用地域は避けることとしているので、お聞きしました。

片谷委員長

中村寛志委員どうぞ。

中村寛志委員

資料7で私が出しました意見に対して見解を付けていただきましたが、このような内容なら問題ないと思います。また、さらに詳しい情報等も提供できますので、お聞きいただければと思います。

資料7の別紙2のCについては影響がないと理解してよいでしょうか。

事務局
猿 田

現状の計画ルート帯の中には入ってしまっている状況ですので、そこからさらに絞り込む段階で十分配慮させていただきたいと思います。

片谷委員長

高速よりはきついカーブも描けますので、そちらの配慮はお願いしたいと思います。
小澤委員どうぞ。

小澤委員

資料5の5ページで土壤汚染対策法の指定区域が存在すると記載されていますが、この区域は事業の影響を受けることがないということで、対象事項としていないという判断でしょうか。

事業者
猿 田

事業区域からは大きく離れておりまして、伊那市街のほぼ中心部に山寺という地籍がありまして、そちらに存在します。

片谷委員長

こちらは配慮書段階ですので、配慮書段階での項目選定と方法書以降での項目選定の考え方は異なります。今後ルートがもう少し固まってくれば土壤汚染を対象項目として選定される可能性はあるという理解でよろしいかと思えます。今回の配慮書段階では選定されなかったということです。配慮書段階ではかなり限られた項目で検討するというのがごく一般的です。

大窪委員お願いします。

大窪委員

事業の目的について、国道 153 号が慢性的に混雑しているため、中央道の代替道路としての役割が期待されるためとされていますが、駒ヶ根～伊那間には広域農道も現在使われておりまして、その部分の記載も含めて伊駒アルプスロードが必要である理由を説明した方が良いかと思えます。

事業者
猿 田

中央道が止まった場合の影響につきましては、御指摘の広域農道も含めて試算しており、それでも国道 153 号の整備なしでは対応できないという状況です。中央道につきましては、平成 25 年までの過去 8 年のデータを使いまして、通行止めの頻度を求めましたが、月平均にして 8 時間通行止めになっており、通行止めの多い高速道路であるということが分かります。

片谷委員長

今の大窪委員の御指摘は、広域農道について触れられていないのでそちらについても触れてほしいという御指摘ですので、今後の図書ではその辺りも配慮していただきますようお願いいたします。

それでは、追加の御意見等がありましたら今月中に事務局に連絡するようにお願いします。この件につきましてはの審議は終了とさせていただきます。事業者の皆さんありがとうございました。

今後の予定について事務局から説明をお願いいたします。

事務局
仙 波

今後の審議予定ですが、第 4 回技術委員会を 12 月 21 日（月）の 13:30 から本日と同じ議会棟 404、405 号会議室で開催し、環境影響評価技術指針及び技術指針マニュアルの改正について引き続き御審議をお願いします。改正条例の施行は来年 1 月 13 日となりますので、次回の審議で一定の結論を得たいと考えております。

併せて、穂高広域施設組合の新ごみ処理施設に係る方法書の第 1 回審議をお願いする予定です。開催通知については、追って送付いたしますので、お忙しいところ恐縮ですが、よろしく願い申し上げます。

なお、先ほど委員長からもお話があったとおり、技術指針・マニュアルの改正及び伊駒アルプスロードの配慮書に係る追加の御意見等がありましたら、11 月 30 日（月）までに事務局あてお寄せいただくようお願いいたします。技術指針マニュアルの各環境要素の記載については、個別に担当委員の方に御相談する場合がありますので、よろしく願いいたします。

また、伊駒アルプスロードの配慮書に対する技術委員会からの御意見については、基本的にはメールのやりとりで調整、確定させていただき、次回委員会では報告のみとさせていただきます。

それから、既にご連絡させていただいておりますが、穂高広域施設組合のごみ処理施設及び大規模太陽光発電施設に係る現地調査を 12 月 22 日（火）、24 日（木）、25（金）のいずれかの日程で御参加いただく形で実施することとしております。詳細は別途ご連絡いたしますので、年末の押し迫った時期に大変恐縮ですが、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。何か御質問はありますか。特に御発言がないようですので、本日の委員会を終わらせていただきます。事務局にお返しいたします。

事務局
寒河江

本日の技術委員会はこれで終了いたします。
ありがとうございました。